3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町開田高原西野一二〇八（次の図に示す部分に限る。）、二〇一〇、開田高原末川一九〇三の二三、一九〇四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字石木四三六、四三六の二、四三七、四三七の二、六三五の二六から六三五の二九まで、六三五の三八から六三五の六二まで、六三八、六三八の二の四、六三八の二の五、六三八の二の一二から六三八の二の一六まで、六四〇の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県吉野川市鴨島町敷地字滝倉一七三一、一七五五、一九〇〇、鴨島町樋山地七九、三三一、三三三の一、川島町桑村字蓮池一一九二の二、一一九三の二、川島町学字王子一〇五の一・一〇九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、山川町御旅館一五一の一、一五一の四、美郷字竹屋敷二の一から二の九まで、九、一〇、一一の一、一一の二、一二、一七、二九の一、二九の四、三八の一、三八の二、三九、四四の四、四九の一、四九の二、字松尾六六の一、六六の三、六六の五、八二の一、八二の二、八三、八六、八七、八九、九一、九二の一、九二の二、九二の五から九二の七まで、九三の一、九三の二、九四の一から九四の三まで、九五の二、九五の四から九五の七まで、九六、九八、九九の一、九九の四から九九の六まで、一〇一の一から一〇一の四まで、字倉羅二七七の二、二七七の三五、二七七の三七から二七七の四一まで、二七七の四三、二七七の六四から二七七の六六まで、三七一の一、三七一の三から三七一の五まで、三七八、三八一、三八七、三九〇、三九三、三九七、三九八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字竹屋敷一七、二九の一、二九の四、三八の一、三八の二、三九

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝倉一七三一（次の図に示す部分に限る。）、一九〇〇、鴨島町樋山地七九・三三一・三三三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字王子一〇五の一、一〇九の一、山川町御旅館一五一の一（次の図に示す部分に限る。）、字竹屋敷二の一から二の九まで、九、一〇、一一の一、一一の二、一二

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市山城町下名字火燈五〇五の三（次の図に示す部分に限る。）、五〇五の五八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字火燈五〇五の三・五〇五の五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市山城町粟山字於そご六一〇の一六から六一〇の一八まで・六一一の一五（以上四筆国有林）、六一〇の一から六一〇の四まで、六一〇の六から六一〇の一〇まで、六一〇の一三、六一〇の一九から六一〇の二六まで、六一一の三、六一一の四、六一一の七から六一一の九まで、六一一の二一、六一一の二二、六一三の一、六一三の二、六一四の二、六一四の一二から六一四の一五まで、字けんのゑ五九八の二・六〇一の二（以上二筆国有林）、五八四の一から五八四の三まで、五八五から五八七まで、五八九、五九〇、六〇一の一、六〇二の一から六〇二の五まで、六〇四の一、六〇四の二、六〇七、六〇八、六〇九の一から六〇九の五まで、六〇九の七から六〇九の一一まで、字ひびの谷六二〇の二から六二〇の四まで・六二〇の六から六二〇の九まで（以上七筆国有林）、六二〇の一、六二〇の一〇、六二〇の一三、六二四、六二五、六二六の一、六二六の五、六二六の七、六二六の八、字世戸谷奥五六七の一、五七二の二、五七三の一、五七三の二、五七三の五、五七四の一、五七四の二、五七五、五八〇の一、五八二の一から五八二の六まで、山城町西字字大佐古一四九一の一、一四九一の二、一四九一の四、一四九一の五、一四九一の一一から一四九一の一四まで、一四九一の二三、一四九一の二五、三野町太刀野山字太平五四〇五の一から五四〇五の六まで、五四〇六から五四〇九まで、五四一二、五四一三、五四一五の一、五四一五の二、五四一七、五四一